

「伊万里市介護予防・日常生活支援総合事業地域支え合い事業費補助金」についての Q&A

訪問型サービス B に関する事項

問 1. 利用者から利用料をもらうことはできるのか。

(答) 補助対象サービスの利用料金は、もらうことができる。

利用料金は実施団体が設定することになるが、住民ボランティア等の地域支え合いによるサービスであることを踏まえた金額とする。

例：30 分未満は 300 円、30 分以上 1 時間未満は 600 円など

問 2. 生活支援と一体的に送迎をする場合、利用者からガソリン代等の実費をもらうことはできるのか。

(答) 利用者から受け取ることができるのは、送迎の有無に関わらず、定額の「生活支援等」の利用料金のみである。「送迎」に係る利用料を、「ガソリン代等実費」として「生活支援等」の利用料金とは別に受け取ることはできない。

例：○ 1 時間未満（送迎なし）600 円、 1 時間未満（送迎あり） 600 円
× 1 時間未満（送迎なし）600 円、 1 時間未満（送迎あり） 800 円

問 3. 送迎を実施する場合、専用の車両を準備しなければならないか。

(答) ボランティアが所有する車両の使用を想定している。

問 4. 問 3 関連で、事故を起こした場合、個人の自動車保険での対応となるのか。

(答) 「移動支援サービス事業用自動車保険」等への加入について、補助対象としており、事故については、この保険での対応を想定している。

問 5. 生活支援と一体的に送迎をする場合、通院の送迎もできるのか。

（答） 生活支援（家事支援）と一体的に行うものであり、買い物や外出の付き添い支援で 1 時間以内を想定している。この範囲内であれば、通院の送迎も許容されるが、診察に要する時間を考えると、医療機関に送り届けるまでと想定している。

訪問型サービス D に関する事項

問 6. 訪問型サービス D の介護予防事業とは具体的にはどんな事業か。

（答） 介護保険活用ガイド（R5 年度改訂版 P11）掲載の「主な一般介護予防事業」の百歳体操や、~~「高齢者サロン」~~のことである。

問 7. 車両に関する経費（購入費・車検代等）を補助対象にするには条件があるのか。

（答） 別主体が実施する介護予防事業（百歳体操・高齢者サロン等）への送迎の実施が必須。月に一人でも実施すれば補助対象とする。

問 8. 50 万円で買える車はないと思うが、車両購入の補助金は 50 万円となっているのはなぜか。

（答） 地域支え合い事業を支援する意味合いで補助金という形をとっており、いる。~~委託料ではないため、~~100%補えるというわけではないということをご理解いただきたい。

問 9. 車両購入費用が 90 万円かかったとして、車両購入のための補助金の上限は 50 万円である。もし運営費の補助金に余裕があった場合、車両購入費に回すことができるのか。

（答） できない。

問 10. 運営費やボランティア謝金の実際の支出額が補助金基準額を下回った場合、車両更新費用などとして積立てることはできるか。

(答) できない。

問 11. ボランティア謝金の補助金は、利用者 1 人当たり 200 円となっているが、実際の支出はボランティア謝金を時間単価等で払っても良いか。

(答) 良い。団体の取決めに従って支出して構わない。

問 12. 問 11 のように時間単価でボランティア謝金を支払った場合、実際の支出額が補助金基準を上回ってしまった。その場合、上回った金額を運営費の補助金対象とできるか。

(答) できる。

問 13. ~~運営費の補助金上限額まで実績が達しなかった場合、これをボランティア謝金の支出が補助金基準額を下回った場合、余剰金を運営費に回してもいい~~のか。

(答) 使用用途を特定した補助金になっているので、ボランティア謝金の補助金を運営費に回すことはできない。

共通事項

問 14. 同一の団体で訪問型サービスと移動型サービスの両方を申請しても良いか。

(答) 良い。

問 15. 月単位の補助金基準額となっているが、毎月の収支を報告する必要があるか。

(答) 毎月の収支報告は不要であるが、運営状況を把握するため、随時、報告を求め

ることもある。~~が必要。~~

問 16. 移動の範囲は市内のみか。

(答) 自家用有償旅客運送の登録でない場合、具体的には実施団体に決めてもらうことになるが、市内及び隣接市町までを想定している。その理由として、伊万里・有田共立病院（有田町）や松浦中央病院（松浦市）を利用している市民が多いため、利便性を考慮した。（例：山代町から半径 15km の範囲以内）

問 17. 実際の支出額が補助金基準額を上回った場合、まちづくり課からの交付金などを充てて良いか。

(答) 可能だが、本補助金とまちづくり交付金の対象経費が重ならないように留意すること。一つの支出に対して別の掲上ことにしてほしい

問 18. 運営費等は全額全ての経費を補助対象として良いか。

(答) 補助対象外となる経費があるので注意してほしい。（補助金交付要綱第 4、5 条参照）

また、この事業は介護保険料から介護保険法のサービスのひとつとして補助金~~が~~を支出~~され~~する。そのため、利用者のうち半数以上はが要支援者・事業対象者であれば全額を補助対象とできるが、半数未満であれば按分することになる。

例 1 利用者が要介護者 15 人、要支援者等が 70 人、その他の高齢者 15 人の場合
⇒運営費、ボランティア謝金の全体を補助の対象とすることが可能。

例 2 利用者が要介護者 30 人、要支援者等が 40 人、その他の高齢者 30 人の場合
⇒運営費、ボランティア謝金の 40/100 を補助の対象とすることが可能。

問 19. 問 18 の「利用者のうち半数以上」とは、ひと月の利用者の半数以上という意味か。

(答) 年間利用者の半数以上とする。

問 20. 申請時に登録者名簿を提出するが、登録者が増えた場合、名簿の差替えは必要か。

(答) 月次報告を提出する際に更新された登録者名簿も併せて提出する。